

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学ハラスメントの防止等に関する規程

令和3年4月1日 規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、静岡社会健康医学大学院大学（以下「大学」という。）において、学生及び職員等が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、修学、就労及び教育・研究（以下「修学・就労」という。）を健全で快適な環境のもとに遂行できるよう、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が発生した場合に適切に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動
- (2) アカデミック・ハラスメント 研究・教育の場において行われる客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動
- (3) パワー・ハラスメント 職権などのパワーを背景とする客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動
- (4) その他のハラスメント 前3号のハラスメントにはあたらないが、相手の意に反して行われる正当性のない嫌がらせの言動によって、相手方に不快の念を抱かせる性質の言動

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントにより学生及び職員等の修学・就労の環境が害されること並びにハラスメントに対する苦情の申し出、相談（以下「苦情相談」という。）及び抗議等の対応に起因して修学・就労上の不利益を受けること
- (2) 学生 大学学則（以下「学則」という。）の適用を受ける全ての者
- (3) 職員等 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条に規定する職員及び人材派遣職員等大学内で就労する全ての者

(禁止及び啓発)

第3条 法人は、ハラスメントを人権侵害として禁止するとともに、その防止に向け、学生及び職員等に対し、啓発等を行うものとする。

(防止委員会の設置)

第4条 理事長は、前条の啓発等を実施するため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

(防止委員会の所掌事務)

第5条 防止委員会は、ハラスメント防止のための啓発、広報及び研修（以下「啓発等」という。）を実施する。

- 2 前項の啓発等は、学生に対しては大学事務局教務課（以下「教務課」という。）が、職員等に対しては法人事務局総務経理課（以下「総務経理課」という。）が、それぞれ行う。

(防止委員会の組織)

第6条 防止委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務担当）
 - (2) 教務委員会委員長
 - (3) 法人事務局長
 - (4) その他、理事長が必要と認めた者
- 2 前項各号に掲げる者のほか、副学長を置く場合には、当該副学長を委員とする。
 - 3 防止委員会には、必ず女性を1名以上含むものとする。
 - 4 第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(防止委員会委員長)

第7条 防止委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代理する。
- 3 委員長は防止委員会を招集して、その議長となる。

(防止委員会の開催)

第8条 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議事を審議することができない。

- 2 防止委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 防止委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 防止委員会の事務は、学生に関するものは教務課が、職員等に関するものは総務経理課が、それぞれ行う。

(相談窓口及び相談員)

第9条 法人は、ハラスメントに対する苦情相談に対応する相談窓口と相談員を定め、これを学内に周知するものとする。

- 2 相談窓口及び相談員は次のとおりとする。
 - (1) 学生の相談窓口は教務課、相談員は教務委員会委員長

(2) 職員等の相談窓口は総務経理課、相談員は法人事務局長

- 3 相談員は、苦情相談を受けるにあたり、必要に応じて職員等を指名して相談業務を補助させることができる。

(苦情相談への対応)

第10条 相談員は、苦情相談を受けた場合は問題の事実確認及び当事者に対する助言等により、当該事案を迅速かつ確実に解決するよう努める。

- 2 相談員は防止委員会委員長と協議の上、原則として本人の同意を得て、具体的事項を速やかに理事長に報告しなければならない。

(調査委員会)

第11条 理事長は、前条の報告を受けて当該事案の内容を勘案して必要と認めた場合は、理事（総務担当）を委員長とする調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置して事実確認等を行うものとする。

- 2 調査委員会の構成は、理事長が当該事案の内容を勘案して定め、男女職員から任命するものとする。

- 3 委員長は、調査委員会を招集して、その議長になる。

- 4 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を審議することができない。

- 5 調査委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 6 調査委員会は、必要と認めた場合は理事長の承認を得て、委員以外の職員の協力を求めることができる。

- 7 調査委員会は、必要があると認めた場合は、当該事案の当事者及び調査に必要と認められる者に対して出席を求め、事情を聴くことができる。

- 8 調査委員会は、当該事案に係る事実確認の結果及び事案の概要並びに救済等の処理方針案を理事長に報告するものとする。

- 9 調査委員会は、前項の報告をもって解散するものとする。

- 10 調査委員会の事務は、総務経理課（当事者が学生の場合にあつては、教務課）が行う。

(ハラスメント行為に対する措置)

第12条 理事長は、調査委員会の報告により修学・就労の環境改善及び救済等の措置を講ずる必要があると認めた場合は、遅滞なく所要の措置を講ずるものとする。

- 2 理事長（当事者が学生の場合にあつては学長）は、ハラスメントの行為者に対して懲戒処分の必要があると認めた場合は、本人の弁明を聴いて就業規則又は学則に基づき所要の措置を講ずるものとする。

(被害を受けたとされる者の意思及び主体性の尊重)

第 13 条 ハラスメントに関する相談において、被害を受けたとされる者の意思はできる限り尊重されなければならない、相談員（補助の職員を含む。以下同じ。）及び調査委員会委員は、解決策を押し付けたり、誘導したりすることのないよう留意しなければならない。

（プライバシーの保護）

第 14 条 相談員及び調査委員会委員（これに協力する職員を含む。）は、苦情相談、委員会の調査活動等により知り得た当事者のプライバシーを保護し、退任後も守秘義務を負うものとする。

（不利益な取り扱いの禁止）

第 15 条 理事長及び職員は、相談その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は学生に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

（委任）

第 16 条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は理事長が定める。

（事務）

第 17 条 この規定に関する事務は、教務課が担当と定められているもの等、当事者が学生のみの場合は教務課が、それ以外の場合は総務経理課が、それぞれ担当する。

（規程の改廃）

第 18 条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。